海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月三十日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百九十八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の三、第十九条の二十一第一項及び第五十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七の表第一号中「別表第五」を「別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第二の二備考第六号イからハまでに掲げる海域並びに別表第五」に改める。

第十一条の十の表第一号中「別表第二の二備考第六号に規定する北海海域」を「別表第二の二備考第六号イからハまでに掲げる海域」に改める。

別表第一の五中「第一条の十」の下に「、第十一条の七」を加える。

別表第二の二中「第四条」の下に「、第十一条の七」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　次に掲げる原動機に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準については、この政令による改正後の第十一条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一　この政令の施行の際現に船舶に設置されている原動機

二　この政令の施行の日から令和二年十二月三十一日までの間に船舶に設置される原動機

三　令和二年十二月三十一日以前に建造に着手された船舶に令和三年一月一日以後に設置される原動機（当該船舶が建造された後に設置されるものを除く。）

四　令和三年一月一日以後に前三号に掲げる原動機との交換により船舶に設置されるこれらと同一の型式の原動機（これに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。）

国土交通大臣　赤羽　一嘉

内閣総理大臣　菅　義偉

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月三十日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百九十九号

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令の一部改正）

第一条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　費用の負担（第四十四条の二―第五十六条）」を「第五章　手数料（第四十四条の二・第四十四条の三）　第六章　費用の負担（第四十四条の四―第五十六条）」に、「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に改める。

第六十一条第一項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第七章を第八章とし、第六章を第七章とする。

第四十四条の二を第四十四条の四とする。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章　手数料

（手数料の額等）

第四十四条の二　法第百五十条の十第一項の規定により匿名診療等関連情報利用者（法第百五十条の三に規定する匿名診療等関連情報利用者をいう。次条第二項及び第三項において同じ。）が納付すべき手数料の額は、匿名診療等関連情報（法第百五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報をいう。次条第三項において同じ。）の提供に要する時間一時間までごとに四千二百五十円とする。

2　前項の手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、法第百五十条の十第一項の規定により基金等（法第百五十条の九に規定する基金等をいう。次条第三項において同じ。）に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。

（手数料の免除）

第四十四条の三　法第百五十条の十第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。

一　都道府県その他の法第百五十条の二第一項第一号に掲げる者

二　法第百五十条の二第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、それぞれ同項第二号又は第三号に定める業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて行うものに限る。）を行う者

三　法第百五十条の二第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同項第一号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号において同じ。）を受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

四　前三号に掲げる者のみにより構成されている団体